明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二一一）
○平成三十年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（二一二）
〔告　示〕
○平成三十年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について定める件（国家公安委三三）

本号で公布された法令のあらまし

◇平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二一一号）（内閣府本府）

1　平成三〇年七月豪雨による災害を特定非常災害として指定することとした。（第一条関係）

2　当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。（第二条関係）

㈠　行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

㈡　期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

㈢　債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

㈣　相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

㈤　民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成三十年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（政令第二一二号）（法務省）

1　平成三〇年七月豪雨による災害を総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する非常災害として指定することとした。（第一条関係）

2　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する民事上の法律関係に著しい混乱を生じる恐れがある地区は、平成三〇年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二二年法律第一一八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とすることとした。（第二条第一項関係）

3　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する被災者の生活の再建に当たり必要となる法律相談を実施する期間は、この政令の施行の日から平成三一年六月二七日までとすることとした。（第二条第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十一号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成三十年七月豪雨による災害を指定し、同年六月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条　前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条　第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成三十年十一月三十日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条　第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成三十年九月二十八日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条　第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十二年六月二十六日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条　第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2　第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成三十一年二月二十八日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条　第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2　第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十三年五月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子